

事業譲渡と株式譲渡について

M&Aの手法として、事業譲渡や株式譲渡といった手法がよく使われます。

今回は事業譲渡と株式譲渡の違いや、それぞれのメリット・デメリット等をご説明したいと思います。

⑤ 事業譲渡と株式譲渡の違い

	事業譲渡	株式譲渡
取引主体	売却側：法人 買収側：法人	売却側：株主 買収側：法人
譲渡対象	事業の一部又は全部	株式
契約名	事業譲渡契約	株式譲渡契約
移転するもの	事業に必要な人・モノ・権利の一部又は全て	売却された法人の所有権・経営権
譲渡手順	①基本合意書の締結 ②デュー・デリジェンスの実施 ③株主総会等の決議 ④事業譲渡契約の締結 ⑤資産の引渡し及び譲渡代金の決済	①株式譲渡承認請求を行う ②株主総会等の決議 ③株式譲渡の承認通知 ④デュー・デリジェンスを実施する場合がある ⑤株式譲渡契約の締結 ⑥株主名義の書換 ⑦譲渡代金の決済
目的	・売却側：事業の取捨選択 （不採算事業等からの撤退） ・買収側：事業拡大、新規事業への参入	・売却側：事業の承継・経営基盤の強化 ・買収側：事業拡大、新規事業への参入

⑤ 事業譲渡とは

事業譲渡とは、法人における一部又は全部の事業を売却する手法になります。

一言に事業といっても、具体的にはその事業を行うに当たって必要となる人やモノ（商品や設備）、権利などを一つ一つ定めて売買することが可能です。

この事業譲渡は、事業を売却するのが法人そのものとなるので、譲渡対価を収受するのは法人となります。

⑤ 株式譲渡とは

株式譲渡とは、株主が法人の株式を売却して、新たな法人の株主に法人の所有権を移転させる手法になります。

ただし中小企業の場合、株主が経営者も兼ねている事がほとんどだと思います。

その場合、所有権とともに経営権も移転させることになるかと思います。

また、株主譲渡では株式の全部ではなく一部のみを売却する事もできますが、中小企業の場合は経営権も含めて移転させる事になるかと思いますので、通常は株式を全て売却する形が取られます。

すなわち法人を丸ごと売却しているのと同じ事になります。

この株式譲渡は、売却法人の株主がその所有株式を売却するので、譲渡対価を収受するのは株主となります。

⑥ 事業譲渡と株式譲渡のメリット・デメリット

事業譲渡		
メリット	①主要事業への集中	売却側として、不要な事業を譲渡する事で、主要な事業へ資源を集中させる事ができます。
	②必要な事業の獲得	買収側では、法人を丸ごと買収しなくても必要な事業だけを選択して買収する事ができます。
	③負債に関するリスク回避	事業譲渡の場合、売却側が抱えている負債を自動的に買収側に移転することはありません。
デメリット	①手続きが面倒	事業譲渡では事業の買収時、買収した事業の人（従業員）やモノ（商品や設備）の選定、取引先との契約などを一から結び直す必要があります。
	②譲渡内容が制限される	事業譲渡を行うと、売却側には競業避止義務が課されます。
	③許認可の譲渡は不可	売却側が有していた許認可は買収側に引き継ぐ事はできませんので、許認可が必要な事業の場合、必ず買収側で新たに許認可を取り直す必要があります。

株式譲渡		
メリット	①法人の存続	株式譲渡で売却法人の所有と経営を引き継いでもらう事で、法人自体の存続が可能となります。
	②売却益	売却側は株主となりますので、株主が個人であれば株式譲渡で得た売却益は、その株主の生活資金等にできます。
	③許認可の引き継ぎが可能	株式譲渡では、許認可もそのまま買収側に引き継がれます。
デメリット	①株式の取得が面倒	中小企業の場合、株式の価値を算定する必要があると同時に、株主が複数いる場合は、譲渡に当たってその取りまとめに労力がかかる事があります。
	②負債も引き継ぐ	株式譲渡では、売却側が抱えている負債も買収側に引き継がれる事になるので、簿外債務等がないか注意が必要となります。
	③シナジー効果が発揮しにくい	株式譲渡では、法人を丸ごと買収（買収した法人がそのまま存続）となるため、事業譲渡に比べシナジー効果が発揮しにくい可能性があります。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。